

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	11月26日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は、11月19日、医療逼迫状況に重点を置いた「新たなレベル分類の考え方」に基づき、基本的対処方針を変更した。</p> <p>これを受け東京都は、11月25日、都における今後のコロナ対策の基本的な考え方を示すとともに、都の感染状況を示すレベルと各レベルで想定される措置内容を公表した。現在の状況を「レベル1」（参考「東京都のレベル分類指標」）と位置づけ、12月1日から「レベル1」の間を、引き続き基本的対策徹底期間として、都民および事業者に対し、基本的感染防止策の徹底について協力を依頼した。</p> <p>区は、都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、12月1日から「レベル1」の状況にある間、以下のとおり対応する。</p> <p>なお、国、都の方針に変化が見られた際は、必要に応じて見直しを行う。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年11月26日付け）

別添1のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続き願います。外出する際は、混雑している場所や時間を避けて行動すること、また、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えることを願います。
- (2) 区内の飲食店等には、年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和4年1月16日までの間、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするようお願いする。9人以上の場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨する。また、引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。なお、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。

【参考「東京都のレベル分類指標」】

別添2のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027